

～犯罪被害に遭われた方を社会全体で支えるため～

壬生町犯罪被害者等支援条例

を制定しました

ある日、突然「犯罪」に巻き込まれ、それまでの安心で安全な生活が一変してしまうことは、誰にでも起こりうることです。

犯罪被害に遭うと、被害者本人はもちろん、ご家族は、身体的・精神的な被害を受けただけでなく、経済的な負担に悩み、あるいは周囲の人たちの配慮のない言動等による二次被害にも苦しめられることも少なくありません。

壬生町では、犯罪被害者等に寄り添い、社会全体で支えていくことを目的に「壬生町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪被害者等支援の相談窓口のご案内

犯罪等の被害に遭われた方、そのご家族が安心して生活することができるよう、犯罪被害者等の皆さんが抱える悩みや問題について、壬生町や関係機関等が連携し、支援を行います。

壬生町 生活環境課 くらし安心係

TEL 0282-81-1826

FAX 0282-28-6780

E-mail seikatsu@town.mibu.tochigi.jp

皆さんに寄り添いながら支援をさせていただきます。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

犯罪の被害に遭われた方へ

犯罪被害の状況に応じて見舞金を支給いたします。

※令和4年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象となります。

対象となる犯罪は

壬生町内だけでなく、日本国内で発生した「生命」又は「身体」を害する故意の犯罪 < 殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等、強制わいせつ 等 >

※ 過失による犯罪は見舞金の支給対象外となります。

※ 親族間で発生した犯罪被害、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したことによる犯罪被害等の場合、見舞金の支給の対象とならないことがあります。

遺族見舞金

30万円

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者
(死亡時に壬生町の町民であった者)の遺族
※支給を受けられる遺族には順位があります。

重傷病見舞金

10万円

犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者
本人（重傷病は、療養の期間が1か月以上の負傷又は疾病）

申請方法等について

- 所定の申請書に、必要な添付書類を添えて提出していただきます。
- 詳しくは 生活環境課くらし安心係 までお問い合わせください。
電 話 : 0282-81-1826
E-mail : seikatsu@town.mibu.tochigi.jp
- 町の公式ウェブサイトでも確認いただけます。

町公式ウェブサイト



© 柘あおい

“じんけん大使”
みぶの妖精「ミーナ」